

## 知事公舎のあり方等に関する有識者会議設置要綱

### (目的)

第1条 施設の老朽化や活用方法の変化などを踏まえ、知事公舎の今後のあり方等について、専門的かつ総合的な知見を有する方からの意見を聴取するため、知事公舎のあり方等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 知事公舎のあり方等に関すること。
- (2) その他知事公舎のあり方等を議論するにあたり、必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、選任の日から令和5年3月31日までとする。
- 3 会議には、必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができる。

### (会議)

第4条 会議には座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、会議を総理する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (報償費等)

第5条 県は、会議の委員及び参考人に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

### (その他)

第6条 会議の事務は、総務部総務課が行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。